

令和7年2月28日
市 川 市

市川市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

本市は、国から譲与される森林環境譲与税を活用して、適切な森林の整備とその促進につながる取り組みを次のとおり進めていくものとする。

（１）森林整備の推進

災害や病虫害等で倒木の危険がある森林等の整備を検討し、進めていく。
また先進事例についても、調査研究のうえ導入を検討していく。

（２）人材の育成・担い手の確保

森林整備の担い手として大きな役割を果たしている森林ボランティアの育成を支援し、市民とともに森林づくりを進めていく。

（３）普及啓発

森林の果たす役割や森林整備、木材利用の必要性についての理解を深めるため、森林ボランティアによる森林環境教育や、子どもたちへの木育活動を進めていく。

（４）木材の利用の促進

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）及び「市川市建築物等における木材利用促進方針」に基づき、市有施設において木材利用を進めていく。

（５）その他

森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて、基金として積み立て、森林整備等の関連施策に活用する。